破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１４２号
千葉県東金市下武射田2288番地７
債務者　菊池　育枝
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１４８号
千葉県東金市広瀬481番地１　１棟202号
債務者　片岡　弘一
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１５２号
千葉県山武市松尾町大堤129番地８　花長ハイツ２号棟１－Ｃ
債務者　高橋亜希美
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第６０号
宮城県石巻市築山２丁目９番10号　日和ハイツ102号
債務者　高橋　　栄
1　決定年月日時　平成25年11月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第２５号
宮城県登米市米山町中津山字筒場埣338番地
債務者　石川　君子
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで　仙台地方裁判所登米支部

平成２５年（フ）第２７号
宮城県登米市米山町中津山字筒場埣338番地
債務者　石川　和代
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで　仙台地方裁判所登米支部

平成２５年（フ）第３３０号
函館市湯浜町５番18号
債務者　横山　　猛
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　函館地方裁判所

平成２５年（フ）第４４９号
埼玉県越谷市蒲生愛宕町７番40号
債務者　鈴木さだ子
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４５９号
埼玉県草加市氷川町408番地４
債務者　中島　春子
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４６９号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2143番地９
債務者　榎本　康広
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４７８号
埼玉県三郷市彦成３丁目14番３―401号
債務者　石川　正美（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４８２号
埼玉県越谷市大字上間久里63番地１　県営越谷間久里団地４―302
債務者　中村　良明
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４９１号
埼玉県草加市草加５丁目10番15―305号、旧住所埼玉県越谷市登戸町23番１号
債務者　杉浦　　聡
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第７５８号
千葉県市原市西国吉1681番地92
債務者　秋山　　昇
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８８３号
千葉県市原市五井東２丁目10番地11　セジュール五井Ｃ―101号
債務者　菊池　金次
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８８９号
千葉市若葉区源町545―２　ビューレット２番館201、住民票上の住所千葉市若葉区みつわ台３丁目４番５棟204号
債務者　大島　直美（旧姓川添・苅込）
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９３３号
千葉県八千代市萱田町1005番地　ラフィーヌヤマト106号
債務者　惠畑　　功
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係